

潮来市創業等チャレンジ支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、商業の振興、雇用創出及び定住促進を目的として、市内で創業、事業承継又は新事業展開（以下「創業等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、潮来市内（以下「市内」という。）において新たに事業を開始する場合又は、新たに法人を設立し、市内において事業を開始する場合をいう。
- (2) 新事業展開 既に事業を営んでいる個人又は法人が、市内において新事業又は新分野に進出することをいう。
- (3) 創業の日 個人事業者にあつては開業の日を、法人にあつては法人の設立日をいう。
- (4) 事業承継 市内で事業を営んでいる者が、事業を継続させるため、別の者に事業を全て承継する場合をいう。
- (5) 事業承継の日 個人事業者の場合は、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出の開業日を、法人の場合は、代表者の変更日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において、補助金の申請年度内に創業等を行う者又は申請時に創業の日もしくは事業承継の日から起算して2年を経過しない者であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者が直接、事業又は営業に携わること。
- (3) 創業等に際して、法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業の日もしくは事業承継の日までに有する見込みがあること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする個人事業者（法人にあつては代表者）が同一事業でこの要項に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 創業の日又は事業承継の日以降、1年以上継続して営業する意志があること。
- (6) 潮来市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を修了し、かつ潮来市商工会が実施する創業等の相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。
- (7) 市税を完納していること。
- (8) 小売業、卸売業、飲食業、製造業、運送業、建設業及びサービス業その他市長

が認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する業種を除く。）であること。

- (9) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 条）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号または第 6 号に規定する者または茨城県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する者でないこと。
- (11) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していないこと。
- (12) その他市が適切でない判断する事業ではないこと。

（補助対象経費）

第 4 条 補助の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。ただし、潮来市創業者支援事業補助金交付要綱（平成 26 年潮来市告示第 104 号）に基づく補助金のほか、国、県その他の団体から創業等に関する補助金等を受ける場合には、他の補助金等の対象となる経費については、補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とし、30 万円を限度とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の者に対し 1 回限りとする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式 1 号）に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

- (1) 創業事業計画書（様式 2 号）
- (2) 誓約書（様式 3 号）
- (3) 経費内訳書（様式 4 号）
- (4) 補助対象経費証明書類（契約書、見積書等）
- (5) 市税の納税証明書
- (6) 個人事業者（法人にあっては代表者）の住民票の写し
- (7) 定款及び登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (8) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合に限る。）
- (9) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）
- (10) 潮来市商工会による推薦書
- (11) その他必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 前条の規定による申請があった場合は、潮来市商工会はその内容を審査し、これを正当と認めるときは、市の同意を得たうえで、補助金の交付を決定し、通知書（様式5号）により当該申請書に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る事業の内容を変更し、又は中止し、もしくは廃止しようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式6号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の実施年度の3月31日までに、実績報告書（様式7号）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払証拠書類等の写し
- (2) 開業届出の写し（個人事業者で、交付申請時に提出していない場合に限る。）
- (3) 定款及び法人登記事項証明書の写し（法人で、交付申請時に提出していない場合に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、潮来市商工会が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 前条の規定による申請があった場合は、潮来市商工会はその内容を審査し、これを正当と認めるときは、市の同意を得たうえで、補助金を交付する額を確定し、通知書（様式8号）により当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により補助金を交付する額の決定を受けた者は、速やかに請求書（様式9号）を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 補助金を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表（第4条関係）

補助対象経費

補助対象経費	対象となる経費	対象とならない経費
創業等に伴う申請書類作成等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記、会社設立登記、廃業登記、登記事項変更等に係る登録免許税 ・定款認証料、収入印紙代 ・その他官公庁に対する各種証明書類取得費用
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で使用する機械装置、工具、器具、備品の調達費用 ・事務所、店舗内で本補助事業にだけ使用する固定電話機等調達費用 ・補助対象となる設備費のリース料・レンタル料（12か月分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品 ・不動産の購入費 ・車両の購入費（リース・レンタルは対象） ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業に必要なものと特定できない物の調達費用（パソコン・カメラ等容易に持ち運びでき、他の目的に使用できるもの） ・店舗、事務所の外装工事・内装工事費用
マーケティング調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 ・市場調査に要する郵送料の実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入費用 ・調査の実施に伴う記念品、謝礼等
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用 ・宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入費用 ・本補助事業と関係の無い活動に係る広報費
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な業務の一部を第三者に委託（委託）するため支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売用商品の製造委託

その他費用		<ul style="list-style-type: none">・通信運搬費、光熱水費・事務用品、衣類、食器等の消耗品に類する費用・自動車等車両の修理費・車検費用等・各種保険料・振込手数料 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切な経費
-------	--	--